

農地法第3条許可申請に必要な書類一覧

おいらせ町農業委員会

【必須書類】

No.	チェック	必要書類	必要部数	証明書発行場所
1		農地法第3条許可申請書	3部(原本)	農業委員会、HP
2		土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	1部(原本)	法務局
3		農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	1部(原本)	農業委員会、HP

【必要に応じて添付する書類】

No.	チェック	必要書類	必要部数	証明書発行場所
4		耕作証明書※1	1部(原本)	住所地市町村
5		住民票の写し(世帯全員分)※1	1部(原本)	住所地市町村
6		住民票の写し(本人分)又は印鑑登録証明書※2	1部(原本)	住所地市町村
7		営農計画書※3	1部(原本)	農業委員会、HP
8		農地等貸借契約書※4	1部(写し)	—
9		現在事項全部証明書(法人の場合)	1部(写し)	—
10		定款(法人の場合)	1部(写し)	—
11		組合員名簿又は株主名簿(法人の場合)	1部(写し)	—
12		委任状(代理申請の場合)	1部(原本)	—
13		その他参考となる書類	1部(写し)	—

※1 譲受(借)人がおいらせ町に住所を有しない場合

※2 譲渡(貸)人がおいらせ町に住所を有しない場合

※3 遠隔地、新規、法人、農用地取得(認定農業者は除く)の場合

※4 賃借権・使用貸借権等の権利移動の場合

【注意事項】

- 申請書の提出期限は毎月20日(閉庁日の時はその翌日)です。
- 土地登記事項証明書・住民票の写し等の証明書は、申請日より3カ月以内のものに限ります。
- 土地登記事項証明書の所有者名義人の住所と現住所が異なる場合は、住所変更の経過が分かる証明書(戸籍の附票等)を添付してください。
- 一筆の土地の一部の所有権移転の場合は、分筆登記後に農地法の申請をしてください。